奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第三十六号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

（奈良県税条例の一部改正）

第一条　奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四第一項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第三十二条第一項第二号及び第三十二条の四第一項第二号中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第三十二条の五第二項中「又は保険業」を「、保険業又は貿易保険業」に改める。

第三十三条第一項及び第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの　新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第五十七条第一項第一号アの項中「第五十七条第一項第一号ア」を「第一項第一号ア」に改め、同表第五十七条第一項第一号イの項中「第五十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第五十七条第一項第二号アの項中「第五十七条第一項第二号ア」を「第一項第二号ア」に改め、同表第五十七条第一項第二号イの項中「第五十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五十七条第一項第二号ウ(1)の項中「第五十七条第一項第二号ウ(1)」を「第一項第二号ウ(1)」に改め、同表第五十七条第一項第二号ウ(2)の項中「第五十七条第一項第二号ウ(2)」を「第一項第二号ウ(2)」に改め、同表第五十七条第一項第三号ア(2)の項中「第五十七条第一項第三号ア(2)」を「第一項第三号ア(2)」に改め、同表第五十七条第一項第三号イの項中「第

五十七条第一項第三号イ」を「第一項第三号イ」に改め、同表第五十七条第一項第四号の項中「第五十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第五十七条第一項第五号の項中「第五十七条第一項第五号」を「第一項第五号」に改め、同表第五十七条第一項第六号の項中「第五十七条第一項第六号」を「第一項第六号」に改め、同表第五十七条第二項第一号の項中「第五十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十七条第二項第二号の項中「第五十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第二項中「適用される」を「適用する」に改め、同条第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「この条」を「この項及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年度以降」を「平成三十二年度以降」に、「（次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、同項の表第五十七条第一項第一号アの項中「第五十七条第一項第一号ア」を「第一項第一号ア」に改め、同表第五十七条第一項第一号イの項中「第五十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第五十七条第一項第二号アの項中「第五十七条第一項第二号ア」を「第一項第二号ア」に改め、同表第五十七条第一項第二号イの項中「第五十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五十七条第一項第二号ウ(1)の項中「第五十七条第一項第二号ウ(1)」を「第一項第二号ウ(1)」に改め、同表第五十七条第一項第二号ウ(2)の項中「第五十七条第一項第二号ウ(2)」を「第一項第二号ウ(2)」に改め、同表第五十七条第一項第三号ア(1)の項中「第五十七条第一項第三号ア(1)」を「第一項第三号ア(1)」に改め、同表第五十七条第一項第三号ア(2)の項中「第五十七条第一項第三号ア(2)」を「第一項第三号ア(2)」に改め、同表第五十七条第一項第三号イの項中「第五十七条第一項第三号イ」を「第一項第三号イ」に改め、同表第五十七条第一項第四号の項中「第五十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第五十七条第一項第五号の項中「第五十七条第一項第五号」を「

第一項第五号」に改め、同表第五十七条第一項第六号の項中「第五十七条第一項第六号」を「第一項第六号」に改め、同表第五十七条第二項第一号の項中「第五十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十七条第二項第二号の項中「第五十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第四項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第五十七条第一項第一号アの項中「第五十七条第一項第一号ア」を「第一項第一号ア」に改め、同表第五十七条第一項第一号イの項中「第五十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第五十七条第一項第二号アの項中「第五十七条第一項第二号ア」を「第一項第二号ア」に改め、同表第五十七条第一項第二号イの項中「第五十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五十七条第一項第二号ウ(1)の項中「第五十七条第一項第二号ウ(1)」を「第一項第二号ウ(1)」に改め、同表第五十七条第一項第二号ウ(2)の項中「第五十七条第一項第二号ウ(2)」を「第一項第二号ウ(2)」に改め、同表第五十七条第一項第三号ア(1)の項中「第五十七条第一項第三号ア(1)」を「第一項第三号ア(1)」に改め、同表第五十七条第一項第三号ア(2)の項中「第五十七条第一項第三号ア(2)」を「第一項第三号ア(2)」に改め、同表第五十七条第一項第三号イの項中「第五十七条第一項第三号イ」を「第一項第三号イ」に改め、同表第五十七条第一項第四号の項中「第五十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第五十七条第一項第五号の項中「第五十七条第一項第五号」を「第一項第五号」に改め、同表第五十七条第一項第六号の項中「第五十七条第一項第六号」を「第一項第六号」に改め、同表第五十七条第二項第一号の項中「第五十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十七条第二項第二号の項中「第五十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第十九条第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間　平成二十九年度分及び平成三十年度分

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間　平成三十年度分及び平成三十一年度分

（奈良県税条例の一部改正）

第二条　奈良県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の八」を「第五十条」に、「第六節　自動車取得税（第三十九条―第五十条）」を「第六節　軽油引取税（第五十一条―第五十四条の二十）」に改める。

第六節の二　軽油引取税（第五十一条―第五十四条の二十）」に改める。

第三条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条の九第一項の表第一号中「百分の四」を「百分の一・八」に、「百分の三・二」を「百分の一」に改め、同表第二号中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第二章第六節の節名を削る。

第三十九条から第五十条までを次のように改める。

第三十九条から第五十条まで　削除

第二章第六節の二を同章第六節とする。

第五十五条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第五十五条　自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

2　前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第四十四条の二に規定する者

を含まないものとする。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（自動車税のみなす課税）

第五十五条の二　自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3　自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4　法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第五十六条第一項中「第七号」を「第六号」に改め、同項第七号を削り、同条第二項中「第七号」を「第六号」に改め、同条の次に次の十二条を加える。

（種別割の納税管理人）

第五十六条の二　種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内にこれを知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第五十六条の三　前条第二項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

３　第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（環境性能割の課税標準）

第五十六条の四　環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第九条の三に規定するところにより算定した金額（第五十六条の六において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第五十六条の五　次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一　次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号において同じ。）に該当するものを除く。次項において同じ。）

ア　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（

以下この号及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号及び第四項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び第四項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この項及び次項において「車両総重量」という。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

エ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項において同じ。）

ア　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ウ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成二十八年軽油重量車基

準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項（第四項において準用する場合を含む。）及び法第百四十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

ア　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ウ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）及び法第百四十九条第一項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号ア及びイに係る部分に限る。）及び第二項（第一号アに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号ア(3)	平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び第四項において「平成三十二年度基	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号ア(3)において「平成二十

	準エネルギー消費効率」という。）	二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項 第一号 イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項 第一号 ア(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

（環境性能割の免税点）

第五十六条の六　通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第五十六条の七　環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第五十六条の八　環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第百六十条第一項の申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一　新規登録を受ける自動車　当該新規登録の時

二　道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号及び第五十九条第一項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車　当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

三　前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車　当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四　前三号に掲げる自動車以外の自動車　当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

２　自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第百六十条第二項の報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第五十六条の九　環境性能割の納税義務者は、前条第一項又は法第百六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第百七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、法第百六十条第一項に規定する申告書又は法第百六十一条第二項に規定する修正申告書に県が発行する証紙を貼り付け、又は証紙代金収納計器（知事が指定する計器で別に定める形式の印影を生ずべき印（以下「環境性能割証紙印」という。）を付したものをいう。）により当該環境性能割額に相当する金額を表示した環境性能割証紙印の押印を受けることによりしなければならない。

２　環境性能割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。

一　法第百六十一条第二項の規定により環境性能割額を納付する場合

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請をし、併せて奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合

３　第一項の証紙及び環境性能割証紙印の取扱いについては、奈良県自動車税証紙条例（昭和四十一年三月奈良県条例第三十八号）の定めるところによる。

４　第二項第一号の規定による現金の納付があつたときは、知事は、修正申告書に納

税済印を押さなければならない。

（環境性能割に係る不申告に関する過料）

第五十六条の十　環境性能割の納税義務者が第五十六条の八第一項の規定により提出すべき申告書を正当な事由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2　前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3　第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第五十六条の十一　譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。以下この条において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者の申告により、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2　前項の免除の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に前項の事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一　自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号

二　譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称

三　自動車の取得年月日

四　譲渡担保財産の設定者に当該財産を移転し、又は移転すべき年月日

五　譲渡担保財産により担保される債権の金額及び当該金額の弁済日又はその期限

3　知事は、自動車の取得者から環境性能割について第一項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

4　前項の徴収猶予を受けようとする者は、第二項各号に掲げる事項を記載した申請書に当該自動車が譲渡担保財産であつて六月以内に設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

5　知事は、第三項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、

当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

6　環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

7　前項の規定による還付を申請する者は、第二項各号に掲げる事項並びに環境性能割の納付年月日及び納付した税額を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等）

第五十六条の十二　自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

2　環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。

3　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第四号に規定する理由を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一　自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号

二　販売業者の住所及び氏名又は名称

三　自動車の取得年月日

四　販売業者に返還した年月日及びその理由

五　環境性能割の課税標準、税額及び納付年月日

（環境性能割の減免）

第五十六条の十三　知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、環境性能割を減免することができる。

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関の

救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

二　次のいずれかに該当する自動車のうち知事が必要があると認めるもの

ア　身体等に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定めるもの（以下この条及び第六十三条において「身体障害者等」という。）が運転する自動車で当該身体障害者等が取得したもの

イ　身体障害者等と生計を一にする者が専ら当該身体障害者等のために運転する自動車で当該身体障害者等が取得したもの（身体障害者等で十八歳未満のもの）その他の規則で定めるものにあつては、その者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）

ウ　身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が専ら当該身体障害者等のために運転する自動車で当該身体障害者等が取得したもの

三　構造上身体障害者等の利用に供するための自動車で知事が認めるもの

四　専ら身体障害者等が運転するための構造変更された営業用の自動車で知事が認めるもの

五　天災その他の災害により自動車が滅失し、又は損壊した場合において、当該自動車に代わるものとして取得した自動車で必要があると認めるもの

六　取得の直後に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車で必要があると認めるもの

2　前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、同項第一号及び第三号から第六号までの自動車については第一号から第三号までに掲げる事項を記載した申請書に減免の対象となる自動車であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出し、同項第二号の自動車については次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明するに足る書類を添付して知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

一　自動車の所有者、使用者及び減免を受ける者の住所及び氏名

二　自動車の種類、登録番号、主たる定置場、用途及び使用目的

三　減免を受けようとする事由

四　減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

五　身体障害者等の住所、氏名及び年齢

六　自動車を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係
七　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限
八　運転免許の種類及び条件が付されているときはその条件
九　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第五十七条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号ア(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)において同じ」に改め、同号ア(2)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条第五項中「自動車税」を「種別割」に、「乗車定員、最大積載量」を「最大積載量、乗車定員」に改める。

第五十八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第五十八条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第三項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「規定によつて」を「規定により」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改める。

第五十八条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の」を「種別割の」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に」を「ときに」に、「には」を「においては」に、「自動車税証紙印」を「種別割証紙印」に改め、同条第二項中「自動車税証紙印」を「種別割証紙印」に改める。

第五十八条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に、「第九条」を「第九条の十六」に改める。

第五十九条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税

」を「種別割」に、「第百五十条第四項」を「第百七十七条の十第四項」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録（次項において「新規登録等」という。）」に、「第百五十二条第一項」を「第百七十七条の十三第一項」に改め、同項第五号中「第百四十五条第三項」を「第百四十六条第三項」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録等」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「法第百四十五条第二項」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第六十条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「法第百四十五条第二項」を「第五十五条の二第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第六十一条及び第六十二条を次のように改める。

第六十一条及び第六十二条　削除

第六十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第三号ア中「身体障害者」を「身体障害者等」に改め、同号イ中「身体障害者」を「身体障害者等」に、「又は精神障害者」を「その他の規則で定めるもの」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号中「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改める。

第六十六条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

附則第七条の二及び第七条の三及び第七条の三の二を次のように改める。

第七条の二から第七条の三の二まで　削除

附則第八条の五の二から第八条の六の三までを次のように改める。

第八条の五の二から第八条の六の三まで　削除

附則第八条の九の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第八条の十　営業用の自動車に対する第五十六条の五第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

附則第九条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「法第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第三項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第五十七条第一項第三号ア(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第五十七条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第五十五条の二第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第五十六条の五第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

附則第十六条第四項中「又は第五項」及び「。次条第一項において「避難指示区域」という」を削る。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

附則第十九条を削る。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条　奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年三月奈良県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

（奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条　奈良県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第四項第三号中「を合計した金額」を削り、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6　第二項から前項までの規定は、新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人に対する平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分基準法人事業税額	四分の三	平成二十八年度分法人事業税額
	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分基準法人事業税額	二分の一	平成二十九年度分法人事業税額
第三項	平成二十八年度分調整後付加価値額				
	平成二十九年度分調整後付加価値額				

								第四項						前項	
平成二十八年度分基準法人事業税額	額の三倍に相当する額	四十億円で	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十八年度分調整後付加価値額	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年度分基準法人事業税額	四分の三	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分基準法人事業税額	額の三倍に相当する額
平成二十九年度分基準法人事業税額	額	二十億円で	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成二十九年度分基準法人事業税額	二分の一	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分基準法人事業税額	額

第二項から第五項までの規定は、新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

四十億円で	二十億円で
平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額

第二項	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分基準法人事業税額	四分の三	平成二十八年度分法人事業税額
	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成三十年度分調整後付加価値額	平成三十年度分基準法人事業税額	四分の一	平成三十年度分法人事業税額

第三項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分基準法人事業税額
	平成三十年度分調整後付加価値額	平成三十年度分基準法人事業税額

額の三倍に相当する額	額
平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第四項	
平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
四分の三	四分の一
平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第五項	
平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
額の三倍に相当する額	額
平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額

附則第二条第八項から第十項までを削る。

（合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第五条　合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（昭和二十七年十月奈良県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」に、「第四条」を「第四条第一項」に、「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「第二条第六号又は第七号」を「第二条第四項から第六項まで」に、「所有する自動車税の課税客体である」を「所有に係る」に、「（以下「自動車税」という。）」を「の種別割（以下「自動車税の種別割」という。）」に、「左の」を「、次の」に改め、同条各号を次のように改める。

一　普通乗用車

ア　総排気量が四・五リットル以下のもの　年額　一九、〇〇〇円

イ　総排気量が四・五リットルを超えるもの　年額　二二、〇〇〇円

二　小型乗用車　年額　七、五〇〇円

三　普通トラック　年額　三二、〇〇〇円

四　小型トラック　年額　七、五〇〇円

五　特種用途車　当該自動車の種類及び大きさに応じ前各号に定める額

第三条（見出しを含む。）及び第四条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第五条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第七条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条各号列記以外の部分中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「てん付」を「添付」に改め、同条第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二号中「自動車登録原簿のまつ消登録」を「自動車登録ファイルの抹消登録」に、「明細書」を「証明書」に改める。

第一号様式中「昭和　　年」を「　　年」に改める。

第三号様式裏面を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条及び第四条の規定並びに附則第十六条の規定　公布の日

二　第一条の規定並びに次条第一項、附則第三条第一項及び第五条の規定　平成二十九年四月一日

三　第二条及び第五条の規定並びに次条第二項及び第三項、附則第三条第二項、第四条並びに第六条から第十五条までの規定　平成三十一年十月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「二十九年新条例」という。）第二十六条の四第一項の規定は、前条第二号に定める日（以下「第二号施行日」という。）以後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項に掲げる寄附金（以下「寄附金」という。）について適用し、第二号施行日前までの寄附金については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「三十一年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、前条第三号に定める日（以下「第三号施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び第三号施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、第三号施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び第三号施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3　三十一年新条例第三十条の九第一項の規定は、第三号施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び第三号施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、第三号施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び第三号施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、二十九年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、第二号施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、

第二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

２　第三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第二条の規定による改正前の奈良県税条例（以下「三十一年旧条例」という。）附則第七条の三の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条　第三号施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条　二十九年新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

２　前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第二号に掲げる規定による改正前の奈良県税条例附則第十九条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

第六条　三十一年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、第三号施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

２　三十一年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の第三号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの第三号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧条例附則第十九条第一項の規定により納税義務を免除される平成三十一年度分までの自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

（合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第五条の規定による改正後の合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成三十一年度分の第三号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十

二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの第三号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

（奈良県自動車税証紙条例の一部改正）

第八条　奈良県自動車税証紙条例（昭和四十一年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条第一項」を「第五十六条の九第一項」に、「自動車取得税額」を「環境性能割額」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「自動車取得税証紙印」を「環境性能割証紙印」に、「自動車税証紙印」を「種別割証紙印」に改める。

第三条中「自動車取得税額及び自動車税額」を「環境性能割額及び種別割額」に改める。

（奈良県自動車税証紙条例の一部改正に伴う経過措置）

第九条　前条の規定による改正後の奈良県自動車税証紙条例の規定は、第三号施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割額を申告納付の方法により及び平成三十一年度分の第三号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割額を証紙徴収の方法により徴収するために発行する証紙について適用し、第三号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車取得税額を申告納付の方法により及び平成三十一年度分までの第三号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税額を証紙徴収の方法により徴収するために発行する証紙については、なお従前の例による。

（奈良県社会福祉施設等整備基金条例の一部改正）

第十条　奈良県社会福祉施設等整備基金条例（昭和五十六年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

（奈良県社会福祉施設等整備基金条例の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定による改正後の奈良県社会福祉施設等整備基金条例第二条第一号の規定は、第三号施行日以後に開始する事業年度について課した法人の県民税に係る積立て及び第三号施行日以後に開始する連結事業年度について課した法人の県民税に係る積立てについて適用し、第三号施行日前に開始した事業年度について課した法人の県民税に係る積立て及び第三号施行日前に開始した連結事業年度について課した法

人の県民税に係る積立てについては、なお従前の例による。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第十二条　半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　前条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、第三号施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、第三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正）

第十四条　奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　前条の規定による改正後の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の規定は、第三号施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、第三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第十六条　地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成二十八年六月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。